

## 公共調達適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 (※契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。)の場合の記載事項)	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人又は特別社団法人又は特別財団法人を含む。	特別な競争参加資格(※提案者の数が1の場合の記載事項)	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な事由	移行予定年限				公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分						
平成25年度ETCスルーカード利用業務一式(126枚)	支出負担行為担当官 中部森林管理局长 鈴木信哉	長野県長野市 大字栗田715-5	平成25年4月1日	株式会社 ジェーシービー	東京都港区南 青山5-1-22	会計法第29条の3 第4項(公募)	-	-	-	7,000,000	-	-	-	-	-	1	0	-	単備契約	
平成25年度コリンズ・テクリスWeb版検索システムの利用 コリンズ16IDほか	支出負担行為担当官 中部森林管理局长 鈴木信哉	長野県長野市 大字栗田715-5	平成25年4月1日	一般財団法人 日本建設情報センター	東京都港区赤 坂7-10-20	会計法第29条の3 第4項(特定情報)	行政目的を達成するために 不可欠な特定の情報について 当該情報を提供することが 可能な者から提供を受けるも	-	-	-	1,305,000	-	-	-	-	-	1	0	-	-
敷地賃貸借料 (長野県飯田市宮ノ上3982他2 筆)955.03m2	分任支出負担行為担当官 中部森林管理局长 伊那谷総合治山事業所長	長野県飯田市 座光寺5152-1	平成25年4月1日	個人情報非公 表	長野県飯田市 宮ノ上3993-1	会計法第29条の3 第4項(賃貸借契約)	財務大臣通知(2)①のロに該 当するもの	-	-	-	1,107,835	-	-	-	-	-	-	0	-	-
中信署庁舎敷借地料 3,179m2	分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 吉野示右	長野県松本市 島立1256-1	平成25年4月1日	個人情報非公 表	長野県松本市 島立1364-1	会計法第29条の3 第4項(賃貸借契約)	当該場所で行うことが不可能である 賃貸借契約であるため	-	-	-	5,039,000	-	-	-	-	-	1	0	-	-
姫川治山事業所敷借地料 1,917m2	分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 吉野示右	長野県松本市 島立1256-1	平成25年4月1日	個人情報非公 表	新潟県糸魚川 市一の宮1-2- 5	会計法第29条の3 第4項(賃貸借契約)	当該場所で行うことが不可能である 賃貸借契約であるため	-	-	-	1,465,000	-	-	-	-	-	1	0	-	-
中信1号宿舍賃貸借料 1戸	分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 吉野示右	長野県松本市 島立1256-1	平成25年4月1日	有限会社サン シャイン深澤	長野県松本市 島立843	会計法第29条の3 第4項(賃貸借契約)	公務員宿舍として継続使用が 必要であり、競争を許さない ため。	-	-	-	840,000	-	-	-	-	-	1	0	-	単備契約
中信3号宿舍賃貸借料 1戸	分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 吉野示右	長野県松本市 島立1256-1	平成25年4月1日	個人情報非公 表	長野県松本市 島内5055	会計法第29条の3 第4項(賃貸借契約)	公務員宿舍として継続使用が 必要であり、競争を許さない ため。	-	-	-	804,000	-	-	-	-	-	1	0	-	単備契約
中信4号宿舍賃貸借料 1戸	分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 吉野示右	長野県松本市 島立1256-1	平成25年4月1日	個人情報非公 表	長野県松本市 島内5055	会計法第29条の3 第4項(賃貸借契約)	公務員宿舍として継続使用が 必要であり、競争を許さない ため。	-	-	-	804,000	-	-	-	-	-	1	0	-	単備契約
土地借上 (小田中公務員宿舍敷)	分任支出負担行為担当官 北信森林管理署 嵯峨端夫	長野県飯山市 大字飯山 1090-1	平成25年4月1日	中野市長	長野県中野市 三好町1-3-19	会計法第29条の3第4 項(賃貸借契約)予決 令第102条第4項第3 号	公務員宿舍として継続使用が 必要であり、競争を許さない ため。	-	-	-	1,498,835	-	-	-	-	-	-	0	-	-